

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、平成27年4月に帰還した後も平成28年2月末まで就労していなかった申立人の就労不能損害について、帰還直後は就職活動が困難であったこと等を考慮し、平成27年3月分から平成28年2月分まで、原発事故の影響割合を6割として賠償された事例。

1357

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び対象期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項に掲げる損害項目及び対象期間に対する和解金として、金239万0640円（別紙記載の和解金額）の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の対象期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名捺印（記名押印）の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年2月20日

（仲介委員 山田正記）

別紙

申立人Xについて		
損害項目	対象期間	金額
畳取替費用	-	¥30,240
避難慰謝料(子供の送迎につき一時金として)	-	¥100,000
就労不能損害	H27.3.1～H28.2.28	¥2,260,400
和解金額		¥2,390,640